

令和 3 年 度  
秋 田 地 方 最 低 賃 金 審 議 会

[ 第 3 回 ]

秋田県非鉄金属製錬・精製業最低賃金専門部会

議事次第及び資料項目

(ホームページ公開用)

令和 3 年 10 月 12 日 (火)

秋田合同庁舎 第2会議室 (5階)

次 第

1 開 会

2 議 題

(1) 秋田県非鉄金属製錬・精製業最低賃金の改正決定に関する金額審議  
について

(2) その他

資 料

- ・ 非鉄金属製造業最低賃金決定状況

# 非鉄金属製造業最低賃金決定状況

2021/10/11現在

	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		結審状況
	時間額	比較 (時間額)	時間額	比較 (時間額)	時間額	比較 (時間額)	時間額	比較 (時間額)	時間額	比較 (時間額)	
大阪(A)	910	25	937	27	965	28	965	0	993	28	○9/29
埼玉(A)	904	20	924	20	944	20	948	4	974	26	○9/30
静岡(B)	898	16	916	18	935	19	935	0			
三重(B)	881	17	900	19	920	20	921	1			
秋田(D)	851	17	871	20	891	20	895	4			
福島(D)	847	16	改正決定の 必要性無し	—	865	18	866	1			
大分(D)	866	20	886	20	907	21	911	4			



令和3年10月12日

秋田労働局長  
川口秀人 殿

秋田地方最低賃金審議会  
会長 赤坂 薫

秋田県非鉄金属製錬・精製業最低賃金の  
改正決定について（答申）

当審議会は、令和3年8月23日付け秋労発基0823第1号をもって貴職から諮問のあった標記について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので答申する。

## 別 紙

秋田県非鉄金属製錬・精製業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

### 1 適用する地域

秋田県の区域

### 2 適用する使用者

前号の地域内で非鉄金属第1次製錬・精製業、非鉄金属第2次製錬・精製業（非鉄金属合金製造業を含む）、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が非鉄金属第1次製錬・精製業又は非鉄金属第2次製錬・精製業（非鉄金属合金製造業を含む）に分類されるものに限る。）を営む使用者

### 3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの

(3) 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者

### 4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間910円

### 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

### 6 効力発生の日

令和3年12月24日